



宮 崎 県 公 報

平成22年 4 月28日（水曜日）号外 第37号の 2

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第 272号の 2

口蹄疫のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第 4 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成22年4月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

ア えびの市全域

イ 小林市東方の一部（オカラキ、桃木野、大迫、長迫、坂ノ下及び雲雀野）、真方の一部（高山、北二原、柞別府、尾竜迫、中二原、上二原、下二原、東二原、瀬ノ口、木切倉、山澄、萩谷、新田場、浜ノ瀬、吉丸、入道、小坂ノ本、川崎、松ノ元、中嶋、大豆別府、榎田及び山宮を除く。）、北西方の一部（横峯迫を除く。）、細野の一部（山中前のうち木場田川の南及び温河ノ上を除く。）及び南西方の一部（ダラガ迫、山仁田及び西木場を除く。）

ウ 高原町大字広原の一部（大迫、今房尻及び今房）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア えびの市大字小田、大字栗下、大字東長江浦、大字西長江浦、大字灰塚、大字永山、大字湯田、大字西郷、大字榎田、大字東川北、大字水流、大字昌明寺、大字内堅、大字岡松、大字亀沢、大字柳水流、大字向江、大字浦、大字島内、大字西川北、大字池島、大字今西、大字上江、大字末永、大字坂元、大字前田、大字大明司、大字原田の一部（宮馬場、蒔迫、大平、成就軒、柴高出口、小坂、上切原、年神、島元、三反田、札立、坊ヶ島、上坊ヶ島、永溝、鶴重、上谷ノ口、遠

目塚、橋ノ口、五日市、田神下、連田落、内村前、野中田、遠目塚前、雀宮、大平落、城元、八幡前、垣ノ内、与合松、八幡、八幡下、鞍掛、茶屋寺、八幡岡添、鬼塔、本地原、鳶ノ木、大迫原、川添、大迫、脇ノ平、木場添、小園下、杉田、石落下、田原陣、妙見原、神社原、観音原、建山、堀ノ内、水入下、中棚、水入横手、橘原、池ノ原、小原、松元前、小原前、有島東、千代松、上園東、上園、兎田、岡園、早田尻、岡園下、西谷ノ口、寺迫、恵比須田、蓑原、黒田、入船、片馬場、下切原、内切原、本市、麓、桜馬場、城内、御内馬場、才水流馬場、石坂、前田、池元、佐院、金丸、中島、愛染院、水口、中須、極庵及び押建）、大字大河平の一部（救青水流渡、求青水流道添、救青水流、畝倉、平田）及び大字杉水流の一部（大平、川添、溝添、春日、砂吐、諏訪前、連田、妙見、道添、五日市、金丸、金丸東脇、野付、大杉元、曾我塚、四反田、石橋、市園、田畑、門田、法泉坊、新村、横峰、山下、赤池、木場、下木場、皇神ノ下、薬師免、中割、大石、岡元、長脇、下長脇、引田及び古川）
イ 小林市大字北西方の一部（横峯迫）及び大字南西方の一部（ダラガ迫、山仁田、西木場）